



フラッシュバット溶接アンカーチェーン

JIS F 3303 : 2025

(JSTRA)

令和 7 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 26.9.21 改正：令和 7.3.25

官 報 掲 載 日：令和 7.3.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 大阪ガス都市開発赤坂ビル TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 材料	3
6 製造方法	3
7 性能	4
7.1 チェーン用材料の機械的性質	4
7.2 耐切断性	6
7.3 耐力	6
7.4 外観	6
7.5 第3種チェーンのリンクの機械的性質	7
8 検査	7
9 構成, 構造, 形状及び寸法	7
9.1 一般	7
9.2 構成	7
9.3 構造及び形状	7
9.4 寸法	8
10 許容差	8
10.1 各種リンクの径	8
10.2 5リンクの長さ	9
10.3 端末リンクの外長及び外幅	9
10.4 チェーン用部品の径の許容差	9
10.5 チェーン用部品の径以外の寸法許容差	9
11 リンク及びシャックルの寸法の範囲	9
12 呼び寸法	9
13 連結	9
14 製品の呼び方	9
15 表示	10
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 3303:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

フラッシュバット溶接アンカーチェーン

Ships and marine technology—Flash butt welded anchor chain

1 適用範囲

この規格は、船舶、港湾施設などで用いるフラッシュバット溶接アンカーチェーン（以下、チェーンという。）及びチェーン用部品の設計、製造などに関わる種類、材料、性能、検査などの要求事項について規定する。

注記 この規格で対象とするチェーンは、これに関わる可能性のある国際規則、船級協会規則、法令などに従う必要がある。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 1352** テーパーピン
- JIS F 0013** 造船用語—船体—外ぎ装
- JIS G 3101** 一般構造用圧延鋼材
- JIS G 3105** チェーン用丸鋼
- JIS G 4051** 機械構造用炭素鋼鋼材
- JIS G 5101** 炭素鋼鋳鋼品
- JIS H 8619** 電気すずめっき
- JIS Z 2241** 金属材料引張試験方法
- JIS Z 2242** 金属材料のシャルピー衝撃試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS F 0013** による。

3.1

港湾施設用チェーン（chain of port facility）

船舶に用いるアンカーチェーン以外のチェーンで、主に浮桟橋、消波堤、漁礁などの施設に使用するアンカーチェーン及びその附属品

3.2

チェーン連（chain-shot）